

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月から58年3月まで

私は、申立期間当時、両親及び姉夫婦とA（業種）で働いており、父が家族5人の国民年金保険料を納税組合を通じて納付してくれていたが、申立期間については、家族は全員納付済みなのに私だけ未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父と一緒に働いていた家族全員の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立期間において、申立人の両親及び姉夫婦は納付済みである。

また、申立人は申立期間以外に未納は無く、申立期間の前後は長期間にわたって納付済みである。

さらに、申立期間は9か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から同年12月まで

私は、国民年金保険料を25年納めたら年金を受けられると聞いたので、昭和60年4月からA市役所B出張所(当時)で夫婦二人分の保険料を私が納めていたのに、申立期間については、私だけが未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月以降の夫婦二人分の国民年金保険料を申立人が納付していたと主張しているところ、オンライン記録において、同年4月以降、申立期間を除いては、夫婦とも同様の納付記録となっていることが確認できることから、申立期間当時、基本的に夫婦の保険料は一緒に納付していたものと推認される。

また、申立期間は8か月と短期間であり、前後の期間は納付済みである上、申立期間の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は納付済みであることから、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 57 年 3 月

私は、申立期間①については、国民年金の加入手続をいつ行ったかは定かでないものの、納付書で 1 期ごとに国民年金保険料を納めてきており、昭和 46 年 12 月から 53 年 3 月までの期間が未納とされているのは納得できないので、調査してほしい。

また、申立期間②については、昭和 57 年 2 月末日で A 社を退職した後、すぐに国民年金への切替手続を行い、保険料を納付しており、同年 3 月が未納とされているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、「昭和 57 年 2 月末日に A 社を退職した後、すぐに国民年金への切替手続を行い、納付書に従って全て国民年金保険料を納めてきた。」と述べているところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、57 年 3 月 1 日に国民年金の被保険者資格を再取得した旨の記載及び B 市の押印があり、58 年 11 月 21 日に C 区に住所変更していることを考え合わせると、申立人が B 市で国民年金の再加入手続を行った時点で、申立期間②の保険料は納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間②以降の保険料を全て納付しており、申立期間②は 1 か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市が保管する申立人の国民年金被保険者補助台帳により、昭和 53 年 10 月 5

日に払い出され、同日に国民年金の加入手続が行われたことが確認できる
ところ、同日は、第3回特例納付の実施期間中であることから、申立期間
①の保険料は、特例納付及び過年度納付により納付することは可能である
が、申立人は、「保険料を遡ってまとめて納付した覚えは無い。」と述べて
いる。

また、申立人の氏名の読み方を変えて、オンラインシステムによる氏名
検索及び国民年金手帳記号番号払出簿による縦覧調査を行った結果、申立
期間①の保険料を現年度納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出さ
れたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計
簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたこ
とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
昭和57年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から50年3月まで

私は、昭和50年5月又は同年6月頃、A市役所に国民年金の加入手続に行った際、窓口の担当者から遡って国民年金保険料を納付できる制度があるという説明を受けて、妻が現金を持ち合わせていたので、その場で保険料を納付して領収証書もらったことを覚えている。46年12月から50年3月までの保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月又は同年6月頃、A市役所で申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和50年9月頃に夫婦連番で払い出され、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、加入時点において、申立期間のうち、46年12月から48年3月までの保険料は第2回特例納付により納付可能である。

また、一緒に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妻は、昭和50年頃、申立人に現金を貸し、申立人がA市役所で保険料を遡って納付したと証言している上、A市役所では、第2回特例納付のときに、社会保険事務所（当時）の職員が市役所に出張し、窓口にて特例納付を希望する来訪者の対応を行っていたと回答していること、及び当時、市役所の庁舎内には銀行の出張所が設置されていたことが確認できることから、申立人が市役所の窓口において特例納付の納付書を交付され、庁舎内の銀行で納付していたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間については、国民年金の加入手続が行われたと推認される時点において、当該期間のうち、48 年 4 月から同年 6 月までの保険料は時効により納付することができない上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 12 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

私は、申立期間を含む国民年金保険料をA農業協同組合B支店の夫の預金口座から自動振替で夫婦二人分を納付していた。口座に残高が無い場合は、必ず同組合B支店から連絡を受けて夫が入金しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き未納は無い上、60歳に達した平成18年*月から22年*月までの5年間は任意加入により、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付するなど、国民年金制度への関心及び納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間を含めた夫婦二人分の保険料を申立人の夫の預金口座から自動振替で現年度納付していたと申述しているところ、オンライン記録において、申立期間前後の保険料を現年度納付していることが確認でき、申立期間は24か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料についても前後の期間と同様に現年度納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年3月及び56年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月
② 昭和56年4月から58年3月まで
③ 昭和60年7月から63年12月まで

私は、国民年金に加入して以降、実家にいたときは、両親が家族の国民年金保険料をまとめて納付しており、その後は自分でも納付していたこともあったと思うので、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

また、昭和63年12月頃にA市からB区に引っ越しする際、A市役所から届いていた納付書で申立期間③の保険料を一括して納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和54年3月頃と推認でき、申立期間①は加入当初の1か月と短期間である上、一緒に納付していたとする申立人の両親及び兄は申立期間①の国民年金保険料は納付済みであることから、申立期間①の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、24か月と比較的短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みであることから、申立人は申立期間②の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間③については、申立人は昭和63年12月頃に一括して納付したと主張しているが、この時点において、60年7月から61年9月までの期間については時効により保険料を納付することができないこと、申

立人は当該主張以外に納付場所、納付金額等の記憶が定かではなく、申立期間③の具体的な納付状況は不明であること、及び申立期間③は 42 か月と長期間であることを考え合わせると、申立人が申立期間③の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 3 月及び 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、申立期間を含む国民年金保険料を A 農業協同組合 B 支店の自分の預金口座から自動振替で夫婦二人分を納付していた。口座に残高が無い場合は必ず同組合 B 支店から連絡を受けて入金しており、申立期間は付加保険料を含めて納付していたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き未納は無い上、昭和 46 年 1 月からは付加保険料を含めて国民年金保険料を納付するなど、国民年金制度への関心及び納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間を含めた夫婦二人分の保険料を預金口座から自動振替で現年度納付していたと申述しているところ、オンライン記録において、申立期間前後の保険料を現年度納付していることが確認でき、申立期間は 24 か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料についても前後の期間と同様に付加保険料を含めて現年度納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 36 年 12 月 31 日まで

私は、A社B支店を昭和 36 年 12 月に結婚のため退職したが、その際、経理担当者から脱退手当金を受給するかと聞かれ、受給しないと回答した記憶があり、申立期間の脱退手当金が支給されていることになっている記録には納得できないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるところ、申立人は、昭和 37 年 1 月 *日に婚姻し、改姓していることから、申立期間の脱退手当金は同年 9 月 29 日に支給決定されていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、A社B支店の被保険者名簿において、女性で資格喪失時に脱退手当金の受給資格を有する 8 名のうち、オンライン記録で脱退手当金を支給されたことになっているのは申立人を含めて 2 名である上、申立人が資格喪失した日以降に資格喪失した女性 7 名のうち 6 名が事業主から脱退手当金に係る説明を受けていないと供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成4年5月から6年10月までは53万円、同年11月から10年6月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から10年7月31日まで

私は、A社に勤務していた申立期間当時に実際に支給された給与より社会保険事務所に届けられた標準報酬月額が低いので、調査の上、正しい標準報酬月に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年5月から6年10月までは53万円（最高等級）、同年11月から10年6月までは59万円（最高等級）と記録されていたところ、同年3月6日付けで、それまでの定時決定及び月額改定を取り消し、4年5月から6年10月までは8万円に、同年11月から10年2月までは9万2,000円にそれぞれ遡及して訂正され、申立人が当該事業所における被保険者資格を喪失する10年7月31日まで継続していることが確認できる。

しかし、申立人から提出された申立期間の一部の給与明細書により、事業主が当初届け出た標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人と同じく平成10年3月6日付けで、遡って標準報酬月額が減額訂正されている者が二人、同年4月23日付けで一人確認できる。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖事項全部証明書において、平成9年4月9日から取締役就任していることが確認できるが、元同僚の一人は、社会保険及び銀行関係の担当者の氏名を具体的に挙げた上で、申立人は社

会保険事務に関与していなかったと供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

さらに、当該事業所の元事業主、元会長及び複数の元同僚は、いずれも平成 10 年当時は資金繰りが苦しく、厚生年金保険料の納付に苦慮していた旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成 10 年 3 月 6 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について 4 年 5 月 1 日に遡って標準報酬月額が減額処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、同年 5 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 10 年 6 月までは 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成7年5月から8年9月までは41万円、同年10月及び同年11月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から8年12月26日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成7年5月から8年11月までの標準報酬月額の記録がその前の期間に比べて下がっているが、給与支給額は下がっていなかったため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の写しにおいて確認できる保険料控除額又は支給総額から、平成7年5月から8年9月までは41万円、同年10月及び同年11月は47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、給与明細書の写しにおいて確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書の写しにおいて確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から同年10月1日まで
私は、A社に平成8年4月1日に入社し、その後、関連会社のB社に同年10月1日付けで異動し、継続して勤務していたにもかかわらず、同年9月の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言により、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し（平成8年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成8年9月のA社における給与明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主と連絡を取ることができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年1月1日から同年10月1日までの標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年1月から同年9月までの標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月1日から同年10月1日まで
② 平成14年12月31日から15年1月1日まで
年金事務所から届いた「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」に記載されている厚生年金保険料より、給与から控除されていた保険料の方が多いので、記録を訂正してほしい。また、A社の退職日を平成14年12月31日付けで申請したにもかかわらず、同年12月30日付けになっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白期間が生じていることは納得できないので、調査の上、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当

時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出されたA社の平成14年12月の給与明細書において、26万円の標準報酬月額に見合う保険料に満たない金額であるが、保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録における申立人の当該事業所の離職日は、平成14年12月30日であり、その翌日を資格喪失日とするオンライン記録と符合している上、申立人から提出された当該事業所の平成14年分給与所得の源泉徴収票における退職年月日も同日となっていることが確認できる。

また、申立人は、「平成14年12月31日は当該事業所が休業日であったので、勤務したのは同年12月30日までである。」と供述している。

なお、厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成14年12月31日であり、申立人の主張する同年12月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年11月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年10月の標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成8年11月1日から9年3月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、8年11月から9年2月までの標準報酬月額については22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月31日から同年11月1日まで
② 平成8年11月1日から9年3月31日まで

私は、平成8年6月5日から9年3月31日までA社及びB社に継続して勤務していたが、8年10月の記録が欠落している。途中で退社したことは無いので、1か月の欠落が生じていることに納得できない。また、B社の標準報酬月額が22万円から9万2,000円に下げられている。この点についても納得できないので、二つ合わせて調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人は、A社における被保険者資格を平成8年10月31日に喪失し、B社における被保険者資格を同年11月1日に取得しているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月1日以降の9年2月12日付けで、8年10月31日に遡って申立人に係る被保険者資格喪失処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人及び元同僚は、「申立期間当時、職種、業態及び勤務地の変更は無く、退職したことも無く継続して勤務していた。A社からB社に社名が変更しただけで全く同じ会社である。」と供述している。

また、A社の元事業主は、「B社の代表取締役がA社の実質的な経営者であり、会社の経営を取り仕切っていた。」と供述していることから、当該両事業所は関連事業所であったと認められるところ、申立人のB社における平成8年11月1日の被保険者資格取得処理は同年12月3日に行われており、この時点では、A社の被保険者資格喪失処理は行われておらず、当該両事業所における被保険者資格の取得及び喪失手続が前後していることは不自然である上、オンライン記録において、申立人と同様の被保険者資格の取得及び喪失手続が行われている者が申立人を含め12名いることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、上記12名のうち2名のA社における被保険者資格喪失日（平成8年10月31日）に係る記録を、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年3月31日以降の同年4月17日付けで、8年11月1日に訂正していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年10月31日にA社において被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年11月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年10月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人のB社における申立期間②の標準報酬月額は、当初申立人が主張する22万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年3月31日以降の同年7月25日付けで、8年11月から9年2月までの標準報酬月額を9万2,000円に遡及して引き下げている。

また、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成8年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は申立人を含め12名いるが、そのうち11名は上記遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、当該事業所の当時の役員は、「当該事業所は、資金繰りが苦しく、社会保険料の滞納があったと思う。」と供述している。

加えて、B社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②に係る上記遡及訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年11月から9年2月までは22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年9月1日から17年5月1日までの標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、16年9月から17年4月までの標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月21日から17年5月1日まで
私は、平成16年4月から17年4月までA社（現在は、B社）に勤務したが、当該期間における標準報酬月額が相違していると思う。当時の給与支給明細書を所持しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与支給明細書により、申立人は、申立期間のうち平成16年9月1日から17年5月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 16 年 4 月及び同年 5 月については、上記給与支給明細書により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同年 6 月から同年 8 月までについては、給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 5 日から 42 年 5 月 10 日まで
私は、A事業所を退職したときに脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の申立人が最初に勤務した事業所における被保険者期間（1年5か月）については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を平成16年8月2日は38万5,000円、同年12月28日は37万5,000円、17年8月1日は41万2,000円、同年12月22日及び18年7月28日は40万2,000円、同年12月26日は44万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年8月2日
② 平成16年12月28日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年7月28日
⑥ 平成18年12月26日

私は、A社に勤務した期間において、平成16年夏期及び冬期、17年夏期及び冬期、18年夏期及び冬期の賞与を受けていたが、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の被保険者記録から欠落しているため、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額

及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書により、平成16年8月2日は38万5,000円、同年12月28日は37万5,000円、17年8月1日は41万2,000円、同年12月22日及び18年7月28日は40万2,000円、同年12月26日は44万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 4019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月1日から21年1月16日まで

私は、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は15万円と記録されているが、給与明細書の厚生年金保険料の控除額は、16万円に相当する保険料が控除されている。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの保険料を納付したとしているところ、年金事務所が保有する平成20年の申立人に係る報酬月額算定基礎届において、事業主は、標準報酬月額欄に16万円と記載しているが、社会保険事務所（当時）は、同年5月及び同年6月の報酬月額の平均額は154,529円（平成20年4月は空欄）であることから、その報酬月額に見合う標準報酬月額（15万円）に訂正の上、決定しており、その結果、社会保険事務所は、事業主が主張する標準報酬月額（16万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 4020

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月1日から同年5月8日まで

私は、昭和50年4月21日から56年6月30日まで、B社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、C（地名）からD（地名）に転勤した際の期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、A社の元役員及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し（昭和55年4月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の元同僚は、「D（地名）勤務の命が出てすぐに着任したはずである。」と回答していること、及びA社の元役員は、「申立人の記録から判断すると、申立人は、昭和55年3月末までC（地名）に所属し、同年4月1日付けでD（地名）に異動したのではないかと思う。」と回答していることから、55年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当時の資料が残っておらず不明であると回答しており、そのほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 57 年 2 月までの期間及び同年 8 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月から 57 年 2 月まで
② 昭和 57 年 8 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 8 月頃、A 区に転居した際、A 区役所の B にある出張所又は C にある出張所で、住所変更の手續と一緒に国民年金の加入手續を行った。国民年金保険料を納付した場所はよく覚えていないが納付していた。また、57 年に D 市へ転居してからは、郵送されてきた納付書で銀行から納付していた。申立期間が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、昭和 57 年 3 月 3 日から同年 8 月 21 日までの厚生年金保険被保険者期間に係る資格記録が、平成 21 年 11 月 17 日に追加処理されていることから、当初、申立期間①及び②は連続した未納期間であったことが確認できる上、E 市の国民年金収滞納一覧表によれば、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までが納付済み、同年 7 月は未納、同年 8 月以降は転出と記録され、A 区の年度別納付状況リストでは、申立期間に係る納付記録は無く、「フザイ」と記録されている。

また、申立人は、昭和 62 年 8 月頃に D 市において、国民年金の加入手續を行った際、別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けているところ、その手帳記号番号では、申立期間のうち 60 年 6 月以前の期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、F 市の国民年金被保険者名簿において、申立人が同市へ住所変更した昭和 63 年 6 月に、当初払い出されていた手帳記号番号と D 市で払い出された手帳記号番号の重複処理がされていることが確認でき、申立期

間に係る複数の市区町村が保管する被保険者名簿及び納付記録において、事務処理誤り、記録漏れ等の不自然さは無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3840

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から51年3月まで

私は、申立期間当時大学生であったが、父が私の将来のことを考え、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてきていたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和51年12月頃に行われ、その際、大学院を卒業した同年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと推認できるところ、申立人は申立期間当時大学生及び大学院生であり、国民年金の任意加入の対象であるため、制度上、遡って申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は、既に亡くなっているため、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は74か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から12年3月まで

私は、平成8年9月頃にA町役場で国民年金の加入手続を行った。加入当時、役場職員から国民年金保険料の納付勧奨の電話があったが、収入が無く納付することが困難だと伝えたところ、保険料の免除申請を勧められ、数か月後に免除申請手続を行った。申立期間は、毎年免除申請の手続を行ったのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年9月頃にA町役場で国民年金の加入手続を行い、数か月後に国民年金保険料の免除申請手続を行ったと申述するところ、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は9年3月に初めて付番されており、基礎年金番号制度導入（9年1月）前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われ、8年9月に遡って国民年金被保険者資格を取得する処理が行われたものと推認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、「加入手続を行って数か月後に免除申請し、平成8年9月に遡及して保険料が免除され、申立期間の免除申請は毎年行った。」と申述しているところ、A町役場は、申立期間における申請免除については、申請月の前月から保険料が免除されると回答しており、9年3月頃の加入手続時点において、遡って保険料が免除されたとは考え難い上、オンライン記録によると、申立期間以降の免除申請記録は確認できるものの、申立期間に係る免除申請記録は見当たらない。

さらに、申立期間は43か月と長期間である上、申立人が申立期間の保

険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請書控、免除申請承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3842

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月から44年3月まで

私は、申立期間当時は大学生であったが、亡くなった母から、「国民年金保険料は納付してある。」と聞いていたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された際、共済組合員として初めて付番されており、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の母は、既に亡くなっていることから申立期間の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年6月まで

私の国民年金は、経営する会社の事務員が、私と妻の加入手続を一緒に行い、夫婦の国民年金保険料は一緒に納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、経営する会社の事務員が、申立人及び申立人の妻の国民年金の加入手続を一緒に行い、申立人及び申立人の妻の国民年金保険料も一緒に納付していたはずであると述べるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の妻に国民年金手帳記号番号が払い出されていることは確認できるが、申立人の妻の手帳記号番号の前後において、申立人に手帳記号番号が払い出されている形跡はうかがえない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年6月まで

私は、結婚後にA市役所から国民年金の未納期間があることを指摘されて、夫が加入手続を行い、国民年金保険料をまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされているのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、「A市役所において、妻の国民年金第3号被保険者の手続を行ったときに、未納期間を指摘され、指示された国民年金保険料を納付した。」と述べているところ、オンライン記録において、申立人の第3号被保険者該当処理が平成4年7月6日に行われたことが確認でき、同時点では、申立期間のうち、2年1月から同年5月までは時効により保険料が納付できない上、申立期間直後の同年7月の保険料を納付した4年8月11日の時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成元年1月までの期間、同年5月から同年7月までの期間及び2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和63年12月から平成元年1月まで
② 平成元年5月から同年7月まで
③ 平成2年4月

私は、A社を退職した直後の平成元年1月頃に、B市役所C支所の窓口で国民年金の加入手続を行い、その後も会社を退職する都度国民年金への切替手続を行い、申立期間の保険料は銀行で納付しているはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年1月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、6年3月頃にB市において払い出され、申立人は、同時期に国民年金の加入手続を行ったと推認できることから、申立期間の国民年金保険料はいずれも時効により納付できない期間であり、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となるB市における別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続時にA社で交付された年金手帳を持参したと主張しているが、申立人が所持している当該年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び国民年金の記録欄に資格の取得及び喪失の記載が無い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3846

第1 委員会の結論

申立人の平成 18 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月

私が大学生だったとき、父が私の国民年金保険料を納付するため、A 社会保険事務所（当時）に口座振替の手続について電話で確認したところ、今から手続を行うと平成 18 年 8 月分の保険料から口座振替が始まるので、同年 7 月分は納付書で納付することとなると説明を受け、B 市又は C 市の郵便局かコンビニエンスストアで後日父が納付したはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父は、申立期間の保険料の納付場所はコンビニエンスストアである可能性が高いと述べており、申立人からはコンビニエンスストアが納付場所だとすると自宅近くにある「D 社 E 店」又は、「F 社 G 店」で父が納付したかもしれないとの供述が得られたことから、当該 2 社に対し申立期間の保険料の納付について調査を依頼したところ、D 社は、「納付書記載のバーコード情報が無ければ納付者を特定することはできない。」、F 社は、「領収済通知書は外部委託倉庫で約 5 年間保存されることとなっているが、申立期間である平成 18 年 7 月分の領収済通知書は廃棄している。」とそれぞれ回答している。

また、日本年金機構は、「申立期間に係るバーコード情報は保存期限が経過しているため、確認することができない。」と回答していることから、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は、具体的な納付場所に関する記憶が不鮮明であり、当時の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られた上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から48年3月まで

私は、申立期間は大学生でA県に住んでいたが、実家の親が私の国民年金保険料を地元のB市役所で納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、実家のあるB市において国民年金保険料を申立人の親が納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年9月13日に社会保険事務所（当時）からC区に払い出されていることが確認でき、申立人は同時期以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、その時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B市において昭和46年1月から47年2月までの期間に払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、申立人の氏名は見当たらず、手帳記号番号に欠番も無い。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の父及び母は既に亡くなっており、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3848

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 10 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に大学を卒業した後、A 市内の B（職種）となり、61 年 10 月に結婚した後も平成 2 年 3 月まで勤務した。B（職種）は個人事業主として各自が国民年金に加入することになっていたため、58 年 4 月に A 市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月に A 市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、61 年 8 月 21 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の加入記録等から、申立人の国民年金の加入手続は同年 10 月頃に行われ、加入時において、58 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したことが推認できることから、申立人の申述と相違している。

また、申立期間は 43 か月と長期間であり、国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 61 年 10 月の時点では、申立期間のうち 58 年 4 月から 59 年 6 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は過去に遡って保険料を納付したことはないと述べている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見

当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月、平成 4 年 7 月から同年 8 月までの期間及び 6 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 2 月
② 平成 4 年 7 月から同年 8 月まで
③ 平成 6 年 2 月から同年 3 月まで

私は、昭和 62 年 2 月に転職した際に、国民年金の加入について、A 市の年金課に問い合わせたところ、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、当該納付書により保険料を納付した。平成 4 年 7 月から同年 8 月までの 2 か月分の保険料についても、B 市の年金課に問い合わせ、役所の窓口か金融機関で納付した。6 年 2 月から同年 3 月までの 2 か月分の保険料については、市役所に問い合わせる前に C 市年金課の男性職員二人が自宅に集金に来たため、母が立替えて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の納付記録から、平成 8 年 8 月から同年 9 月頃までに払い出され、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、申立人の申述と相違している。

また、オンライン記録によると、申立期間は平成 8 年 9 月 20 日に厚生年金保険の被保険者記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を追加処理したことにより生じた国民年金の未納期間であることが確認でき、記録が追加されるまでは国民年金に未加入の期間であったことが推認される上、当該追加処理を行った時点において、申立期間の保険料は時効により納付

することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が
払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、
確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう
かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から7年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、10年3月、同年8月から同年9月までの期間、12年1月から同年2月までの期間、同年10月、同年12月から13年1月までの期間、14年5月から同年6月までの期間及び15年9月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月から7年3月まで
② 平成7年7月から同年9月まで
③ 平成10年3月
④ 平成10年8月から同年9月まで
⑤ 平成12年1月から同年2月まで
⑥ 平成12年10月
⑦ 平成12年12月から13年1月まで
⑧ 平成14年5月から同年6月まで
⑨ 平成15年9月から同年10月まで

私は、以前から申立期間に係る国民年金保険料の未納期間があるとA市役所から連絡を受けていたので、平成14年頃にA市役所に行き、具体的な金額は覚えていないが、窓口で申立期間の保険料を一括納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年頃にA市役所に行き、窓口で申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、申立人が申立期間①から⑨までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から⑨までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立期間は合計9回に及んでお

り、行政機関側がこれほどの回数において年金記録事務を誤るとは考え難い。

また、申立人が納付時期として主張する平成 14 年の時点で、申立期間①から⑤までについては、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人の主張には不自然さが見受けられる上、申立人の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった 5 年 12 月 31 日以降の資格記録の記載は無く、オンライン記録において、国民年金被保険者の資格記録が追加処理された 14 年 3 月以降に加入手続を行った形跡は確認できないことから、申立期間⑧及び⑨は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録において、申立人に対して国民年金の加入を促す勧奨状が平成 10 年 3 月から 17 年 2 月までの間に合計で 13 回出されていることが確認できることから、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていたとは考え難い上、申立期間③から⑨までについては、9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、保険料が納付された場合の記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑨までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から同年9月まで

私は、平成6年3月に会社を退職したときに、A市（現在は、B市）職員であった母が私の国民年金の再加入の手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。保険料は、母から、「全部納付してある。」と聞いているのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年3月に会社を退職したときに、その母が、申立人の国民年金の再加入の手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、B市が保管していた申立人の国民年金被保険者名簿の資格欄には取得年月日「6・3・5」、喪失年月日「6・10・17」及び取得年月日「9・1・31」と記載され、上部にはそれぞれ「9.2.27」の日付が押印されており、その押印について、同市は、「市役所で受付をした年月日である。」と回答していることから、申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失届は9年2月27日に受け付けられたことが推認でき、申立期間は同日まで国民年金に未加入の期間であったことがうかがえる上、その時点において、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は国民年金の再加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母に聴取したが、具体的な供述は得られず、加入手続及び保険料納付の状況については不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年頃から 38 年頃まで
② 昭和 45 年 12 月 29 日から 47 年 8 月頃まで

私は、昭和 36 年頃から 38 年頃までの期間に A 社又は B 社に勤務していた。また、45 年 12 月 29 日から 47 年 8 月頃まで C 事業所（現在は、D 社が承継）に勤務していたが、同社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 45 年 12 月 29 日になっている。申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚が、「申立人は、E（職種）として昭和 36 年 5 月から A 社に入社し、38 年 12 月頃まで勤めていた。」と供述していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、A 社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 42 年 12 月 5 日であり、申立期間は、適用事業所になる前の期間である。

また、上記元同僚が A 社及び B 社の社会保険事務を担当していたとして氏名を挙げた元同僚は所在が不明である上、当時の事業主夫婦からは調査協力を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、「最初にもらった給与は A 社の親会社である B 社の封筒に入っていた。」と供述しているところ、B 社は、「当時の関係資料に申立人の氏名は無い。」と回答している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が氏名を挙げた元同僚のうち、申立人を覚えていた複数の元同僚は、「申立人がいつまで勤めていたかまでは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間を特定できない。

また、D社は、「申立期間②当時の関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、特殊台帳の記録により、当初昭和 42 年 5 月 1 日に国民年金に強制加入（平成 17 年 7 月 11 日付けで昭和 44 年 7 月 1 日に訂正）し、申立期間②の一部（46 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月間及び 47 年 4 月から同年 8 月までの 5 か月間）について国民年金保険料を納付し、そのうち、47 年 4 月から同年 8 月までの期間については 48 年 9 月 28 日に過年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 21 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 42 年 2 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 38 年に A 社 B 支店（現在は、C 社）に入社し、3 年後の 41 年 8 月に正社員となり、57 年*月の定年まで継続して勤務した。申立期間は国民年金加入期間となっているが、途中で国民年金に加入したことは無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 41 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 1 日に離職し、同日に被保険者資格を再取得し、42 年 4 月 30 日に離職しており、申立期間①に継続して当該事業所に勤務していたこと、及び申立期間②の一部について勤務していたことは確認できる。

しかし、C 社は、「申立人が O B 会の会員であることが確認できたことから、在職していたことは事実であるが、期間の特定や勤務形態の詳細は不明である。」と回答している上、当時の人事記録及び給与関係書類の所在は不明であり、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の元同僚は、「申立期間当時、当該事業所では、正社員と日雇労働者が混在し、雇用形態を自由に選択できる状況であった。」と供述しているところ、厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある従業員のうち、欠落期間について、本人の希望により、一度日雇労働者に戻って、厚生年金保険を資格喪失していたことを認識している従業員も確認できる。

さらに、当該事業所の被保険者のうち、4,251名のオンライン記録を調査した結果、申立人と同じく申立期間①の被保険者記録が欠落している者が1名、欠落期間が申立期間①より1か月少ない昭和41年9月1日から同年12月1日までの記録が欠落している者が11名確認でき、これらの12名はいずれも申立人と同じく42年2月1日に資格喪失していることが確認できる上、申立人の妻が氏名を挙げた元同僚7名のうち2名は、申立期間②の全部又は一部の記録が欠落していることから、当該事業所の事業主は、多くの従業員について、一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和41年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月21日に資格喪失し、同年12月1日に異なる健康保険の整理番号で再度資格取得し、42年2月1日に資格喪失しており、いずれの資格喪失の際も健康保険被保険者証が返納されていることが確認できることから、当該被保険者名簿の記録に不自然さは見当たらない上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 21 日から 45 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 40 年に A 社に入社して以来、退職した 45 年 7 月末まで同社 B 工場で C (職種) をしており、当時、社会保険 (健康保険、厚生年金保険、雇用保険) には全員が加入していたと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。なお、同社では、社会保険の届出は全て東京に所在した本社で行っていた。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間中の昭和 44 年 3 月 26 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している被保険者は、「当時、女性は二人しか勤務しておらず、自分が入社したときには申立人はいなかった。申立人と一緒に仕事をした記憶は無い。」と供述している。

また、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録により、離職日は昭和 44 年 3 月 21 日であることが確認でき、オンライン記録の資格喪失日と同日となっている。

さらに、上記被保険者は、申立期間当時 D (業務) を行っていた職員の氏名を挙げているが、所在が不明のため、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

加えて、A 社は平成 14 年 8 月 * 日に破産宣告を受けていることから、関係資料を調査することができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4024

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 6 日から 35 年 4 月 1 日まで

私は、A事業所に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録について、脱退手当金が支給されていると記録されているが、当該事業所を退職後は就職活動で忙しく手続に出向く時間が無かったため、脱退手当金を受給していないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年6月8日に支給決定されている上、支給額に計算上の誤りは無く、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢厚生年金を受給することができなかつたところ、申立人は、当該事務所を退職した20日後にB組合に加入しており、その時点で申立人が再度、厚生年金保険に加入する意思を有していたとはいかたがえないことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さがあるとまでは言えない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4025 (事案 1089 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 30 日から 39 年 2 月 1 日まで
② 昭和 39 年 2 月 3 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 11 月 30 日から 39 年 10 月 31 日まで A 社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者期間が同年 2 月 1 日から同年 2 月 3 日までの 1 か月となっているのに納得できないため、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が氏名を挙げた元事業主の親族及び複数の元同僚に聴取したものの、申立人の A 社における勤務期間について証言を得ることができない上、当該事業所の事業主は既に死亡しており、事業主の親族は、当時の賃金台帳等の関係資料は廃棄済みであると供述していることから、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、当該事業所に確かに勤務していたとして再申立てを行っているが、今回新たに申立期間当時、社会保険事務を担当していた者が判明したものの、既に死亡しており、申立期間における勤務実態及び保険料の控除について確認できず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 21 日から 35 年 3 月 20 日まで
② 昭和 35 年 12 月 1 日から 37 年 3 月 12 日まで
③ 昭和 39 年 7 月 1 日から 41 年 7 月 26 日まで

私は、A社、B社及びC社D工場の3社における厚生年金保険の被保険者期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、当時、脱退手当金の制度を知らず、受給した覚えが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、C社D工場を退職した約10か月後の昭和42年5月24日に重複取消処理が行われたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されている上、申立期間①及び②に係る記号番号の払出簿の申立人の氏名は、同年10月3日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が43年4月9日に支給決定されていることを考え合わせると、脱退手当金の請求に併せて重複取消及び氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、C社D工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 10 月から 28 年 3 月まで
② 昭和 28 年 4 月から 29 年 4 月まで

私は、昭和 26 年 10 月に A（地名）に転居し、最初に B 市 C 区 D にあった E（業種）の会社に勤務し、そこで知り合った夫と、その後、F 社に夫婦で勤務した。E（業種）の会社では、私が社会保険事務を行っており、社会保険事務所（当時）に行った記憶もあるので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「B 市 C 区 D にあった E（業種）の会社に勤務していた。」と主張しているが、申立人は、事業所の名称を記憶していないため申立期間①の事業所を特定できない上、事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、「夫も同じ事業所に勤務していた期間があった。」と供述しているが、オンライン記録において、申立人の夫は、昭和 29 年 7 月 1 日に F 社で初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間①において厚生年金保険の被保険者ではない。

このほか、申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「夫が先に E（業種）の会社から F 社に転職し、その後に私が同社に入社し、第一子（昭和 29 年 * 月生）

が生まれる直前まで1年くらい勤務していた。」と供述しているが、申立人の夫は、F社において昭和29年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間②においては厚生年金保険の被保険者ではない。

また、F社の現在の事業主は、「申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、当時の関係資料は無いため、当時のことは不明。」と回答している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者に照会したものの回答を得られず、申立人の勤務実態及び保険料の控除状況を確認することはできない。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4028

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 3 月 26 日から 25 年 2 月 15 日まで
私は、A社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給された記録となっているが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日から3か月後の昭和25年5月15日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが被保険者期間、支給金額及び支給決定日とともに記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 26 日から 45 年 9 月 4 日まで
私の年金記録によれば、A社において、昭和 44 年 12 月 4 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 12 月 26 日に資格を喪失後、45 年 9 月 4 日に同社において資格を再取得していることになっているが、同社を辞めることなく継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間を含む昭和 44 年 12 月から 47 年 3 月まで継続してA社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主の所在が不明である上、当該事業所において、申立人と同様に厚生年金保険被保険者期間の欠落期間を有する元同僚に対し照会したが、申立人の勤務期間について具体的な回答は得られなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、当該事業所において昭和 44 年 12 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、45 年 9 月 4 日に同社において被保険者資格を再取得しており、当該資格記録はオンライン記録とも一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間は国民年金被保険者となっていることが確認できる上、申立期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4030

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 30 日から 63 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 5 月から平成元年 6 月まで A 事業所に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された定時制従業員雇用通知書及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立期間において、申立人が A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、事業主は、「申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を取得した日（昭和 63 年 4 月 1 日）以前は、勤務時間が常勤労働者の 4 分の 3 未満の勤務だった。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた元上司は、「申立人は、申立期間当時、申立人の夫の税法上における控除対象者になるため、所得が増えないように短時間勤務を希望した。」と供述している。

さらに、当該事業所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人が当該事業所における被保険者資格を昭和 63 年 4 月 1 日に取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、雇用保険の加入記録においても同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において、国民年金保険料を納付している上、東金市国保年金課の回答により、申立人は申立期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 20 日から 31 年 4 月 15 日頃まで
私は、昭和 31 年 4 月 15 日頃まで、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は 30 年 6 月 20 日と記録されている。同社は、31 年 3 月に倒産し、ほかの社員は同年 3 月末で退職したが、私は残務整理のため同年 4 月 15 日頃まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと主張している。

しかしながら、当該事業所は昭和 30 年 6 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主の所在が不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が申立人と同日の元同僚 6 人は、いずれも所在不明であるため、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで
② 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 5 月 21 日まで

私は、A社を退社した当時には、厚生年金保険の脱退手当金というものは知らなかった。厚生年金保険の加入記録によると、昭和 44 年 1 月 31 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、その頃は二人目の子どもを妊娠中であり、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、A社を退職した約3年8か月後の昭和44年1月13日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年1月31日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、A社における申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 20 日から 51 年 1 月 20 日

私は、A社に昭和 50 年 9 月に入社し、残暑のため、夏服を着て部長の面接を受けたことをはっきり覚えているが、厚生年金保険の加入記録は、51 年 1 月から加入したこととなっており、納得できない。50 年 11 月及び同年 12 月にA社から給料が振り込まれていることを証明する預金通帳の写しを提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金の加入記録により、申立人は、昭和 51 年 1 月 20 日に加入、52 年 3 月 1 日に脱退していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に昭和 51 年 1 月 20 日から 52 年 2 月 28 日まで雇用されていたことが確認でき、オンライン記録と符合する。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚 3 名及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険に加入した者のうち、女性を中心に 6 名を抽出し、計 9 名の元同僚に照会した結果、回答を得られた 5 名のうち 3 名は、入社したと記憶している時期より数か月程度遅れて厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、試用期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

なお、申立人は、預金通帳の写しを提出し、昭和 50 年 11 月 21 日及び同年 12 月 24 日に給与が振り込まれた記録があると主張しているが、振込

元の事業所名等の記録が無いことから、A社から振り込まれたものであるか確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月1日から32年4月1日まで
② 昭和32年4月1日から36年4月19日まで

私は、A事業所とB社に勤務した期間について脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年7月10日に支給決定されているとともに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後4ページに記載されている女性のうち、申立人の被保険者資格喪失日の前後3年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する者11人のうち、オンライン記録で脱退手当金を支給されたことになっている者が申立人を含めて10人おり、10人全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。